

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 22 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

障害のある子どもに対する保育について

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「発達障害者支援に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉」（平成 29 年 1 月 20 日総務省公表）（別紙 1）により、①発達障害児の早期発見、②発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進、③発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進の 3 点を含む勧告（別紙 1）がなされました。

貴課におかれては、下記内容について十分御了知の上、障害のある子どもの保育において御留意いただきますようお願いいたします。また、都道府県保育担当課におかれましては、管内市町村保育担当課（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）への周知につき御配慮いただきますようお願いいたします。

記

障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や、障害の状況を把握し、状況に応じた保育を実施することが必要であり、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に定める以下の内容を要請してきたところであるが、改めて本指針の趣旨について、御了知願いたい。

- ① 適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、一人一人の実態を的確に把握した上で、障害のある子どもの保育を指導計画の中に位置付け、見通しを持って保育すること
- ② 子ども状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図るとともに、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援に努めること

- ③ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学
に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所
から小学校へ送付されるようにすること

なお、今年3月に保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）（別
紙2）を新たに告示し、平成30年4月1日より適用することとしたところであ
り、同様の内容を規定しているところであること。

また、障害のある子どもの保育に当たっては、「障害のある子どものための地
域における相談支援体制整備ガイドライン」（平成20年3月文部科学省、厚生
労働省作成）（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/021.html）も参考とするとともに、職員の加配や資質向上のための研修事業、障害
のある子どもの受け入れに必要な施設の改修、発達障害の支援の尺度となるア
セスメントツールの導入の促進等に必要な経費の補助（別紙3）を積極的に活
用すること。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、健康教育・食育課連名により、
教育委員会等に対しても事務連絡が発出されているところであり、適切に情報
共有するよう努めること。

「発達障害者支援に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉」（平成 29 年 1 月 20 日総務省公表）（抄）

2 各ライフステージにおける支援の実施状況

(1) 発達障害児の早期発見

【所見】

したがって、文部科学省及び厚生労働省は、発達障害が疑われる児童生徒の早期発見を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省は、乳幼児健診における発達障害が疑われる児童の発見のための市町村の取組実態を把握するとともに、発達障害が疑われる児童の早期発見に資するよう、有効な措置を講ずること。また、都道府県及び市町村に対し、保育所在籍時における日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した標準的なチェックリストを、活用方法と併せて示すこと。

(2) 発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進

【所見】

したがって、文部科学省及び厚生労働省は、発達障害児に対する適切な支援、指導が行われるようにする観点から、保育所及び学校において、一律の基準によって支援計画及び指導計画の作成対象を限定するのではなく、個々の児童生徒の特性や状態を踏まえ、支援が必要な児童生徒に対して着実に作成されるよう、作成対象とすべき児童生徒についての考え方を示すこと。

(3) 発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進

【所見】

したがって、文部科学省及び厚生労働省は、発達障害児に対する一貫した、切れ目のない支援を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ② 文部科学省及び厚生労働省は、保育所・幼稚園から大学・就労先までの各段階において、発達障害児に対する必要な支援内容等が文書により適切に引き継がれるよう、都道府県、市町村、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対し、具体例を挙げて周知すること。その際、支援計画及び指導計画については、引継ぎまでの適切な保存・管理を求めるとともに、具体的な引継方法を提示し、確実に引き継がれるよう徹底を図ること。

保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）（抄）

第 1 章 総則

3 保育の計画及び評価

(2) 指導計画の作成

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

第 2 章 保育の内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

第 4 章 子育て支援

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

障害児保育に係る施策の現状

- ア. 療育支援加算（子どものための教育・保育給付費負担金：一般会計）
主任保育士を主任業務に専任させるための代替保育士の配置等の実施に係る加算（主任保育士専任加算）の対象施設かつ障害児を受け入れている施設において、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者を配置するために必要な経費を負担する。
- イ. 障害児保育加算（子どものための教育・保育給付費負担金：一般会計）
障害児を受け入れる特定地域型保育事業所（居宅訪問型保育を行う事業所を除く）において、障害児 2 人につき、保育士 1 人を配置するために必要な経費を負担する。
- ウ. 保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金：一般会計）
保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等に必要経費の一部を補助する。
- エ. 保育士等キャリアアップ研修（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助：一般会計）
保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野として「障害児保育」を盛り込み、当該研修を実施するために必要な経費の一部を補助する。
- オ. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ・市町村事業（任意）「巡回支援専門員整備」
発達障害者支援に関するアセスメント手法についての知識と技術を持った専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図る。
 - ・都道府県事業（任意）「発達障害者支援体制整備 地域支援体制サポート」
 - ①発達障害地域支援マネジャーは、アセスメントツール（※1）の導入など市町村の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行う。
 - ②発達障害の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。
- ※1 先進的なアセスメントツールの例
- ①「M-CHAT (Modified-Checklist for Autism in Toddlers)」
(乳幼児期自閉症チェックリスト修正版。1歳6か月健診で使用可能)

- ・対象：16～30か月の幼児
- ・方法：養育者が質問紙に記入する
- ・目的：社会性の発達状況の確認、自閉症スペクトラムの可能性について把握する
- ・研修：発達障害早期総合支援研修（国立精神・神経医療研究センターにおいて実施）

②「PARS-TR」(Parent-interview ASD Rating Scales-Text Revision)

(親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版。3歳児健診以降で使用可能)

- ・対象：3歳以上の児者
- ・方法：専門家が養育者へのインタビューを行う
- ・目的：幼児期から成人期まで自閉症スペクトラムの行動特徴の有無を継続的に把握する
- ・研修：発達障害者支援者研修会（国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施）

(参考)

障害児保育に要する経費については、平成15年度に一般財源化されており、保育所運営費の一部として地方交付税措置が講じられている。

事務連絡
平成29年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について

平素より、特別支援教育の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

この度、発達障害者支援に関する総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告（平成29年1月20日別紙参照）があったことを踏まえ、下記のとおり留意すべき事項をまとめましたので、御確認の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

については、各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれては、本事務連絡について、域内の市町村教育委員会、所管の学校等に対して周知くださいますようお願いいたします。

記

1 発達障害児の早期発見の重要性について

発達障害等の早期発見・早期支援の重要性については、「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1付け17文科初第211号）や「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）等において周知してきたとおりであるが、今回の行政評価・監視の結果においては、一部の教育委員会において、発達障害が疑われる児童を発見する取組を行っていない例があるとの指摘があったところである。

各教育委員会においては、乳幼児健診をはじめ、保健、医療、福祉等の部局と連携を図りながら、就学時健診や日々の行動観察において発達障害の早期発見に十分に留意し、早期支援に努めること。

なお、就学時健診における具体的な取組方法や、日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した資料を今後示す予定であること。

2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成対象者について

今回の行政評価・監視の結果においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、障害について医師の診断がある幼児児童生徒のみを対象とするなど作成対象を限定している例があるとの指摘があったところである。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下、「各学校」という。）における特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒（以下「児童等」

という。) に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものであり、その教育的ニーズを踏まえ、校内委員会等により「障害による学習上又は生活上の困難がある」と判断された児童等に対しては、必ずしも医師による障害の診断がなくとも個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を含む適切な支援を行う必要がある。

したがって、各学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するに当たっては、医師の診断がある児童等のみを対象としたり、通常の学級の児童等については対象としない等、画一的な基準によって作成対象を限定するのではなく、個々の児童等の障害の特性や状態等を踏まえ、教育上の支援が必要な児童等に対して作成するよう努めること。

なお、今年3月に告示した幼稚園の新教育要領、小学校、中学校の新学習指導要領においては、障害のある幼児児童生徒について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとされ、特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとされたところであること。(別紙2)

3 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の適切な引継ぎについて

今回の行政評価・監視の結果においては、支援内容などの児童等の情報が進学先等に対して口頭のみで伝えられるなど、個別の教育支援計画や個別の指導計画が引継ぎに活用されていない例があり、特に、中学校から高等学校、高等学校から大学等への引継ぎについては、引き継がれている割合が低い傾向にあること、また、その保存・管理の状況について、適切に保存・管理がなされていない例があるとの指摘があったところである。

教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、当該児童等の支援内容や指導内容等を、家庭や地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と共有したり、進学先の学校等へ引き継ぐために個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促してきたところである。

各学校においては、これらの計画を進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。

その際には、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を丁寧に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継ぐ先や内容などの範囲を明確にした上で同意を得ておくこと。

また、中学校から高等学校、高等学校から大学等への情報の引継ぎが円滑に進むよう、各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会、各都道府県の私立学校所管部局、各国公立大学など関係部局・機関における積極的な連携を図ること。

さらに、個別の教育支援計画や個別の指導計画については、記載された個人情報漏洩したり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長又は園長が適切に保存・管理すること。

なお、文部科学省では、平成29年3月に「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」を取りまとめ公表しているため参考

とすること。(別紙2)

- 4 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課より、各自治体の保育担当課に対しても別添のとおり事務連絡が発出されているところであり、児童福祉部局や保育所と連携し、適切に情報共有するよう努めること。

《本件連絡先》文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
支援総括係 松下，二宮，仲本
電 話：03-5253-4111 (内線 3199)
F A X：03-6734-3737
E-mail：hattatsu@mext.go.jp

別紙 1

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（平成29年1月20日
総務省）

以下、文部科学省関係部分のみ抜粋

(1) 発達障害児の早期発見

文部科学省及び厚生労働省は、発達障害が疑われる児童生徒の早期発見を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

② 文部科学省は、市町村教育委員会に対し、就学時健診時における発達障害の発見の重要性を改めて周知徹底するとともに、就学時健診における具体的な取組方法を示すこと。

また、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対し、幼稚園から高等学校までの発達段階における日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した標準的なチェックリストを、活用方法と併せて示すこと。

(2) 発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進

文部科学省及び厚生労働省は、発達障害児に対する適切な支援、指導が行われるようにする観点から、保育所及び学校において、一律の基準によって支援計画及び指導計画の作成対象を限定するのではなく、個々の児童生徒の特性や状態を踏まえ、支援が必要な児童生徒に対して着実に作成されるよう、作成対象とすべき児童生徒についての考え方を示すこと。

(3) 発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進

文部科学省及び厚生労働省は、発達障害児に対する一貫した、切れ目のない支援を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

② 文部科学省及び厚生労働省は、保育所・幼稚園から大学・就労先までの各段階において、発達障害児に対する必要な支援内容等が文書により適切に引き継がれるよう、都道府県、市町村、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対し、具体例を挙げて周知すること。その際、支援計画及び指導計画については、引継ぎまでの適切な保存・管理を求めるとともに、具体的な引継方法を提示し、確実に引き継がれるよう徹底を図ること。

別紙2

新幼稚園教育要領（抜粋）

第1章 総則

第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などの指導にあたっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

新小学校学習指導要領（抜粋）

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

新中学校学習指導要領（抜粋）

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

ガイドライン掲載場所：文部科学省ウェブサイト

トップ>教育>特別支援教育>資料（データ、通知、答申、報告書等）>資料
>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm